

資料

I
個別報告要旨
(二〇一九年一〇月六日)

(1) 第一部会

ア 代償請求権と履行不能

千葉大学教授 田中宏治

一 報告の内容

本報告は、拙著『代償請求権と履行不能』（信山社、二〇一八年）に基づく。拙著は、歴史的資料と外国法文献を網羅的に整理した上で、その分析により、代償請求権と履行不能という制度の理論と実態を究明したものである。ひいては平成二十九年民法改正によって新設された代償請求権規定（民法四二二条の二）および履行不能規定（民法四一二条の二）の意義を明らかにしている。すなわち、執行不能が確定している場合においては判決手続において給付義務自体を否定することによって執行手続を省略することにこそ「履行不能」の制度趣旨が存し、そこから導かれる、給付義務不存在という債権者に不利な帰結を当事者意思によって債権者に有利に補うのが「代償請求権」である。

二 典型事案

たとえば、家屋が売却された場合において、引渡し前に家屋が第三者の過失で焼失し、売主が第三者から損害賠償金を受けた場合を考えてみよう。まず、売主の買主に対する家屋引渡しは、「履行不能」となり、買主が請求することはできない（民法四一二条の二第一項）。その代わり、買主は、売主が第三者から受けた損害賠償金を「代償」として売主に対して請求することができる（民法四二二条の二）。

三 日本法

代償請求権に関しては、イタリア旧民法（一八六五年）に由来する規定が、わが国の旧民法（一八九〇年）には存在していたが、現行民法（一八九六年）からは削除された。それは、買主が第三者に対して固有の損害賠償請求権を行使すれば足りるため、起草者が代償請求権を不要と考えたからであった。にもかかわらず、民法典制定後に代償請求権肯定説がドイツから継受され、最高裁昭和四一年判決もこれを肯定した。

四 ドイツ法

代償請求権と履行不能の有意な学説史は、一九世紀のパンデクテン法学に始まる。不能論ではサヴィニーとモムゼンが、代償請求権論ではイエーリングとモムゼンが活躍した。そして、ヴェントサイトは、その双方に影響を与えた。第一草案（一八八七年）の段階で、後発的無責不能による給付義務消滅を当事者意思によって補充するのが代償請求権だとされた。ドイツ民法典（一八九六年）成立後、不能要件が有責・無責を区別しないという通説が形成され、さらに、ドイツ新債務法（二〇〇一年）では、原始的・後発的をも区別しないことになった。

参考文献

拙著『代償請求権と履行不能』（信山社、二〇一八年）

イ 一部無効の本質と射程

—— 条項規制場面における当事者意思の意義を中心として

青山学院大学准教授 酒巻修也

契約の一部が公序良俗等に違反する場合にいかなる範囲で無効となるかについて、これを扱う一般規定は、日本民法にはない。一部無効の問題につき、日本の学説の多くは、当事者の意思と、法秩序自体の観点という二つの要因が考慮されて無効の範囲が画定されると指摘する。そして、これらの二つの要因の關係については、当事者の意思を重視し、無効原因の存する一部なくしては当事者が契約を締結しなかつたであろう場合には契約が全部無効となる旨を主張する。債権法改正に関する中間試案においても、私的自治の原則という観点が強調され、同様の旨の規定を置くことが提案された（中間試案五、一）。

しかし、このような見解に対しては、具体的な事案をみるならば、当事者意思を基準として無効の範囲を画定することが適切でない事案があるとの批判がある。また、判例においても、当事者の意思を基準とせず、違反された法の趣旨を考慮して無効の範囲を画定するものが多い。実際、債権法改正にあたって、一部無効に関する規定の新設は、コンセンサスの形成が困難であることを理由に実現しなかつた。このように、一部無効の問題には当事者の意思と法秩序自体の観点という二つの要因があると指摘したところで、問題の解決には至っていないといえる。

このような一部無効論の現状の主な原因は、一部無効を当事者の意思解釈の問題とする伝統的な捉え方に対して、積極的に応接してこなかつたことにあるように思われる。そこで、「一部無効とはどのような制度か」という基礎的な課題の検討を通じて、無効規範からの要請よりも当事者意思を優先させることの是非を考察する必要がある。

以上の問題を検討するにあたっては、フランス法の議論が参考になる。なぜなら、フランス法において、一部無効という制度は、学説上、無効を行為状態とする捉え方から法的サンクションであるとする捉え方への無効論の変容によって正当化されているからである。

そこで、本報告は、一部無効の問題として扱われる諸類型のうち、契約条項またはその一部に不法性が存する場合について、フランス法の分析を通じて、一部無効をいかなる制度と捉えるべきかを探り、無効の範囲画定の際の考慮要素や当事者意思と無効規範の要請との相克といった一部無効論が抱えている課題を考察する。

参考文献

酒巻修也「一部無効の本質と射程（一）」（九・完）——「一部無効論における当事者の意思の意義を通じて」——北大法学論集六六卷四号一頁（二〇一五年）、五号二三頁、六号三五頁、六七卷一頁一頁（以上、二〇一六年）、六八卷一頁一三五頁、四号一頁（以上、二〇一七年）、六九卷三三六頁（二〇一八年）、六号五七頁、七〇卷二頁「刊行予定」（以上、二〇一九年）

(2) 第二部会

ア ボランティア活動により受益者にもたらされた損害に対する責任判断の枠組み

亜細亜大学准教授 田中 謙 一

ボランティア活動中にボランティアが活動の受益者に損害をもたらした場合、ボランティアは受益者に対し、不法行為、または、債務不履行に基づき、損害賠償責任を負う可能性がある。もともと、従来の議論において、このようなボランティアの責任は、ボランティアの「無償(性)」を根拠に軽減される傾向にあった。すなわち、「無償(性)」を根拠とし、一方においては、ボランティアの注意義務を軽減して責任を阻却し、他方においては、賠償額を縮減するなどの措置を講じてきた。

しかし、ボランティアの責任を軽減することは、裏を返せば、損害発生の危険を活動の受益者に転嫁することを意味する。確かに、無償で活動に従事するボランティアは、近時の社会において欠かすことのできない存在となっているが、その一事をもつて受益者に損害発生の危険を転嫁することは妥当ではない。実際、ボランティアの責任に関する議論の発端となった、いわゆる「隣人訴訟」および「津市「四ツ葉子供会」事件訴訟」の判旨も、「無償(性)」とは異なる視点から責任を軽減していたと考えられる。

さらに、ボランティア活動における「自発性」、つまり、ボランティアは受益者に対して義務や権限を有しないにもかかわらず、敢えて役務を提供しているという点に着目するならば、むしろボランティアには受益者の意思や利益(保護法益)に対し、より一層配慮することが求められるのではないか。このような配慮が求められることは、事務管理に関する民法六九七条からも読み取ることができる。この点、近時の判例・学説には、ボランティアが提供する役務と同様の役務を職業的に提供する者と比較すると、ボランティアはその役務の提供に関し、知識・経験、あるいは、判断能力などに劣る傾向にある点を指摘するものがある。これを前提とするならば、ボランティアは役務の提供を引き受けるに際し、自らが有する知識、判断能力などで、受益者が望む役務を、受益者の保護法益を損なうことなく提供することが可能であるか否かを判断する必要があると考えられる。

そこで、本報告では、「無償(性)」を中心として展開されてきたボランティアの責任判断の枠組みを、事務管理制度に即して構築することを試みる。これに際しては、事務管理の引受けに関して規定する、ドイツ民法六七八条、および、スイス債務法四二〇条三項を参照し、そこから示唆を得たい。

参考文献

拙稿「事務管理制度とボランティア活動(一・未完)」亜細亜法学五四卷一八二頁(二〇一九年)、拙稿「ドイツにおける社団理事の責任に関する法制改革の端緒——名誉職として職務を行う社団理事の責任制限に関する法律(G.v.29.09.2009(BGBI. I S.316))の検討——」山梨学院大学法学論集七五号二九〇頁(二〇一五年)

(3) 第三部会

ア 会社法上の開示規制によるコーポレートガバナンスの実効性の確保

西南学院大学教授 一ノ澤 直人

平成二六年会社法改正に続き、新たな会社法改正に向けて「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」が答申されている。こうした会社法改正の動きと並んで、スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コード（以下「CGコード」とする。）の導入とその改訂、コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）などによって会社法制が構築されてきている。その中でもCGコードは、会社の持続的成長と中長期的企業価値の向上を図るため、上場会社におけるガバナンスの強化と会社のあり方の改革を図り、その実効性の確保を目的とするものである。

英国でもCGコードに様々なガバナンス強化のための制度などが取り入れられてきた。ただし、その法的規律としての実効性の確保が課題とされてきた。近年、年次報告書による開示によって、取締役の説明責任の明確化が図られたことは、この点に関する大きな前進といえよう。

わが国でもCGコードの遵守状況（コンプライ・オア・エクスプレイン）を会社法上の開示事項にすることによって、取締役の説明責任を会社法上の責任としてより明確に位置付けるべきではないか。取締役会の合理的な意思決定のために、取締役会の過半数を社外取締役にすること、業務執行取締役である代表取締役や代表執行役と取締役会議長の兼任の制限などをルール化していくことが、必要なのではないか。これら準則をCGコードに導入し、かつ会社法上の事業報告の内容とすることで、一層のガバナンスの実効性が確保されるのではないだろうか。

本報告では、英国の改革を参考として、CGコードに関わる内容を会社法上の開示事項とし、取締役の法的責任に関連付けることで、ガバナンスの実効性を高めることができるのではないかと、検討を試みる。

参考文献

拙稿「コーポレートガバナンス・コード、英国にみる問題点——わが会社法に解決の糸口を探して——」法学新報二二卷九一〇号一頁（二〇一六年）、「平成二六年会社法改正とコーポレートガバナンス・コードにおける社外取締役——業務執行者に対する取締役会による監督の実効性確保のために——」丸山秀平「中島弘雅」南保勝美「福島洋尚編『企業法学の論理と体系——永井和之先生古稀記念論文集』」二二頁（中央経済社、二〇一六年）、「英国におけるコーポレートガバナンス改革とCGコードの改訂——わが国の今後の会社法制改革への示唆を求めて——」西南学院大学法学論集五一卷三〇四号三二七頁（二〇一九年）

イ 倒産局面にある会社の取締役への規律

北海学園大学専任講師 岩淵重広

本報告は、倒産局面にある会社の取締役への規律のあり方について検討するものである。具体的には、会社倒産を契機とする取締役への責任追及制度がどのような理由から必要なのかという点と、それを踏まえて、責任追及制度の内容がどのように設計されるべきなのかという点を検討する。

倒産した会社の取締役に對する責任追及として、わが国で利用されてきたのは、会社法四二九条一項（對第三者責任）である。同規定は、会社の倒産により債権が回収不能となった債権者の債権回収目的で利用されることが多かった。そのため、倒産局面にある会社の取締役に對する責任追及に関する議論も、對第三者責任の存在やその現実の適用場面を念頭に置いて展開されてきた。具体的には、倒産した会社の取締役に對し對第三者責任に基づく損害賠償責任が認められていることからして、会社の倒産局面で取締役は会社に對してどのような義務を負うと考えることになるのかという議論や、一部の会社債権者のみが満足を得ることになる對第三者責任の行使を制限し（あるいは、法的整理開始後には中断させ）、会社債権者全体の利益になるような取り扱いをするべきであるという議論があつた。

これらの議論は、会社の倒産によつて損失を被つた債権者の保護のために取締役に對する責任追及が用いられることは認めつつも、そのために利用可能な對第三者責任がどのような範囲で用いられるべきかを検討するものであつた。しかし、従来の議論がそのような内容であつたために、①そもそも、なぜ、倒産局面にある会社の取締役の行為を理由とする責任追及制度が必要なのかという議論や、②その理由からして、取締役の義務内容やその義務違反についての責任追及の方法がどのようなものであるべきかという議論が十分になされていらない。企業の倒産処理の手法が多様化したこと等に鑑みれば、①②の点から、倒産局面にある会社の取締役への規律としての責任追及制度のあり方について検討する必要がある。

本報告では、このような問題意識から、倒産局面にある会社の取締役に對する責任追及制度のあり方について検討する。本報告は、これらの検討に際して、倒産会社の取締役に對する責任追及制度を有するイギリス法と、倒産局面にある会社の取締役の義務と責任に関する判例の展開があるアメリカ・デラウェア州法を参考にする。

参考文献

岩淵重広「倒産局面にある会社の取締役の義務——イギリス法における不当取引と債権者の利益を考慮する義務を参考に——」同志社法学六七卷五号二五七頁（二〇一五年）、同「倒産局面にある会社の取締役への責任追及のあり方——デラウェア州の近時の判例の展開を参考に——」同志社法学六九卷一号二九頁（二〇一七年）、同「イギリス法における不当取引責任の近時の展開」北海学園大学法学研究五五卷一号二三頁（二〇一九年）

資料

Ⅱ ワークショップ資料（二〇一九年一〇月六日）

A 相続法改正における権利・義務の承継の規律の位置づけと課題

司会者・報告者 神戸大学教授 窪田 充 見
報告者 慶應義塾大学教授 水 津 太 郎
コメンテーター 京都大学教授 横 山 美 夏

平成三〇年に成立した相続法改正においては、権利・義務の承継の規律として、新たな規定が設けられた。すなわち、民法八九九条の二第一項は、「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、……（※法定）相続分を超える部分については、登記、登録その他の對抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」と規定し、九〇二条の二は、「被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、……（※法定）相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない」と規定する。

こうした規定は相続法に関する基本的な規律を定めるものであると同時に、そこでは相続による権利の承継の對抗要件および義務の承継に関する従来の判例や法理論との関係も問題となり、これらをふまえたうえで新たな検討課題も生じるように思われる。

たとえば、権利の承継の對抗要件に関する民法八九九条の二が用いられる場面としては、従来の「相続させる旨の遺言」（特定財産承継遺言）のほか、相続分の指定が考えられるが、そこでの規定の働き方はかなり性格の異なるものと考えられ（特定財産承継遺言においてはそれにより権利の帰属が確定するが、相続分の指定ではなお遺産分割による権利の帰属が必要である）、そうした点をふまえて規定の意義を理解することが求められるだろう。さらに、「對抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」という規定の意義や位置づけについても、従来の判例や法理論との関係でどのように位置づけられるのかについて、より掘り下げた検討が必要となるのではないだろうか。また、債務の承継に関する九〇二条の二は、従来の判例においても示されていた内容を明文化したものだという位置づけは可能であるが、（債務を含む）相続分の指定の意義をあらためて考えさせるものであるように思われる。

こうした検討は、さらに、遺産分割前の法律状態についての理解、遺産分割の意義と位置づけ、法定相続分の位置づけと意義の理解等の基本的な問題にも波及していくと考えられる。また、債権の承継（九〇二条の二第二項）と異なり、對抗要件を備える方法について特則が用意されていない動産物権の相続による承継をはじめ、さまざまな場面でこれらの規定が具体的にどのようなように適用され、問題が解決されるのかについても、より掘り下げた検討とそこでの明確な説明が求められることになるだろう。

相続法改正については数多くの解説もなされているが、今回のワークショップについては、こうした問題関心に立って、より自由な視点から問題提起（窪田）、報告（水津）、報告に対するコメント（横山）を行い、それをふまえて自由に議論がなされる場としたいと考えている。

B ハードローとソフトローの理論的な研究の促進を目指して

——規範の記述的な把握とデータ集積の意義と可能性

司会者 名古屋大学教授 横溝 大
報告者 大阪大学教授 清水 真希子

ソフトローが民事法の研究の対象とされるようになって一定の時間が経過した。この間、多数の研究成果が公表され、ハードローのみを研究対象とする場合に比べ、私人間の規律をより現実的・重層的に理解できるようになった。もともとその一方で、これらの研究を相互につなげる分析概念の確立や理論的な整理が十分に進んでおらず、社会に存在するソフトローが極めて多種多様で捉えどころがないこともあいまって、ソフトローの研究には、現在、手詰まり感があるようにも感じられる。このような状況を打破するには、理論的な分析の基礎となる実証データ（各種の規範の性質や特徴をとらえた情報）を集積することが、重要な切り口の一つとなる。

報告者は、後掲①の論稿で、過去の民事法分野のソフトローの研究を参照して、これまでの研究が、どのようなソフトローを対象として、どのような論点について論じているかを整理した。そして、そこで得られた知見をもとに、後掲②の論稿で、各種の規範（ハードロー、ソフトロー）を相対的に把握するための枠組みを考案した。この枠組みは、理論的な考察のポイントとなる各種の要素を抽出して標準化し、体系的に整理したものである。別の言葉でいえば、規範を記述的・定性的（質的）に把握するための「尺度」（ものさし）を構築したものといえる。（なお、後掲③の論稿は、①および②の論稿の趣旨をまとめたもの。）

本ワークショップでは、②の論稿で示した枠組みによって規範を把握する方法を紹介するとともに、この方法によってデータを集積することでどのように理論的な研究を促進していけるかについて検討する。ハードローとソフトローを含めた規範のはたらきを相対的・理論的に理解するためには、各種の規範について相互に比較可能な実証データを参照することが必要であるが、このようなデータの収集作業には労力がかかる。そこで、関心を共にする研究者が、自身の研究を進める際に、一定の尺度に従って各種の規範に関するデータを収集・公表することによって、他の研究者もそのデータを利用することが可能となるのではないか。そして、それをもとにして、ソフトローやハードローに関する分析概念や理論を発展させていくことができるのではないか。本ワークショップを通じて、各種規範について比較可能な形で把握しデータを集積することの意義と可能性について検討したい。

【参考文献】

①清水真希子「ソフトロー——民事法のパースペクティブ（一）」（三・完）『阪大法学』六七巻六号二七七頁、六八巻二号一三五頁、同三号二五三頁（いずれも二〇一八年）

②清水真希子「規範の形成とエンフォースメント——ハードローとソフトローの相対化のための枠組み」河上正二・大澤彩編『人間の尊厳と法の役割』（廣瀬久和先生古稀記念）四八九頁（信山社、二〇一八年）

③清水真希子「民事におけるソフトロー」法学セミナー七七六号三〇頁（二〇一九年）

資料

Ⅲ 拡大ワークショップ資料（二〇一九年一〇月六日）

A 所有者不明土地問題と民法

司会者	早稲田大学教授	山野目 章 夫
報告者	同志社大学教授	佐久間 毅
報告者	慶應義塾大学教授	松 尾 弘
コメンテーター	獨協大学教授	小 柳 春一郎

二〇一九年二月一四日、法務大臣は法制審議会に対し、所有者が不明な土地の問題への対処を講ずるなどの見地から、民法や不動産登記法について所要の見直しをするための調査審議を求めた（諮問一〇七号）。これを受けて設けられた法制審議会の部会においては、共有制度の見直しや、不在者の財産の管理、さらに相続財産の管理の制度、相隣関係の規定の見直しや、一定の場合の登記の義務化や登記手続の簡略化、登記と戸籍との情報連携の在り方などが検討されようとしている。

この拡大ワークショップにおいては、このような視角からの立法に際し民法の在り方をあらためて考えてみる、という問いかけを試みたい。土地の所有権、不在者、相続など私法の基本的な制度装置の意義を問い直す、という問題意識である。

具体的には、まず、佐久間毅「遺産分割の時期的コントロール」が、相続法との交錯を考える視点から遺産分割の時期的なコントロールの適否・内容という論点を取り上げる。

つぎに、松尾弘「土地基本法と民法のそれぞれの役割」は、所有者不明土地問題において土地政策との関係が大きな比重を占め、実際、国土審議会が土地基本法の改正を併行して論議していることを踏まえ、民法と土地基本法との関係について論議を促すことをねらいとする。

法制審議会民法・不動産登記法部会の議事は、法務省のウェブサイトにおいて案内されており、これを参照したうえで討議に参加することが期待される。

B 法学教育改革と「楽しめる」動画教材開発

司会者	立命館大学教授	松岡久和
司会者・報告者	獨協大学教授	花本広志
司会者・報告者	名古屋学院大学教授	加藤雅信
報告者	東北大学教授	吉永一行
報告者	桐蔭横浜大学准教授	中野邦保

【問題意識】

現在、大学は多様な学生が集まる場として変質しつつあり、教育もそれに対応することが求められている。また、昨今のITの発展にともなつて、各種の分野で改革が進行中であり、経済では「フィンテック」、教育でも「エデュテック」等の発展がみられるが、法学教育の分野では、個人ないし個々の大学の努力に委ねられる要素が大きく、他の学界と比べて法学界全体の動きが活発とはいえない。他方、ロースクール開設以来、ロースクールの入学希望者が激減しているのみならず、大学学部レベルでの法学教育の人気も陰りを見せており、若干回復傾向はできているものの人気の凋落は著しい。そこで、法学教育が「無味乾燥」で「難しい」等々のイメージを払拭し、「ヴィヴィッドな法学教育」へのイメージ刷新を試みるべく、「視覚教材」をも含む「メディアミックス型教材」を用いた教育を試みていたので、その一端をここに披露したい。

【法学教育改革と、双方向性をもつメディアミックス教材の開発】（花本広志・加藤雅信）

最初に、これまで民事法の加賀山、千葉、刑事法の中川らの諸教授が行ってきた法学教育改革実践例を花本自身の経験も含めつつ、紹介する。次いで、現在開発中のメディアミックス教材を用いた講義の実演を行う。この教材は、①ビデオ教材、②伝統的な活字教材、③図解印刷教材の三種の組み合わせからなるものである。初学者教育に焦点を合わせて述べると、学生は、まず、①のビデオ教材の(i)「問い」に簡単なメモを作成して、(ii)問題によっては友人と議論をしたうえで、(iii)ビデオによる「視覚型講義」を受け、その後の復習として、(iv)②の活字教材と③の図解教材とで、理解の定着をはかる。次いで、ビデオ教材に組み込まれている(v)「理解度確認・専門用語テスト」の自動採点システムで、自己評価をおこなう。その後、(vi)記述問題についての個人解答かグループ解答をチャットに投稿し、相互に批評する。この繰り返しは基本パターンである。学会では、「民法の導入部分・法律行為の一部・不当利得」という、講義しにくい部分についての実演を予定している。

【日本の教育論からみた、本教育方法の可能性】（中野邦保）

加藤が各学年計六〇回にわたり行った模擬授業の学生アンケートの結果と、そのうちの二回に参加した所感をもふまえ本動画授業の検討を行う。具体的には、現在、「生きる力」の育成として、大学に対しては、①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④統合的な学習経験と創造的思考力といった学土力の育成が求められているが、こうした能力が、本教育手法においてどこまで反映されているのか検討したい。

【世界の教育論からみた、本教育方法の可能性】（吉永一行）

種々の観点からの教育論の波は今や世界を覆っており、ブルームの分類論とアイオワ大学によるその改訂をはじめ、教育工学の分野ではさまざまな議論がなされている（カークパトリックの四段階評価、ガニエの教育事象分析、ケラーのARCSモデル等々）。この報告では、近時の教育内容・教育手法をめぐる世界的な動向を紹介しつつ、それに照らしたこの教育手法がもつ特性——教室での対面講義との比較・分析——を検討する。比較の視座は、自身で経験した模擬授業の参観結果をふまえたものである。

C 監査の基準の動向と（会計）監査人・監査役等・取締役等

司会者・報告者 筑波大学教授 弥永 真生
コメンテーター 青山学院大学教授 町田 祥弘

会計監査人と監査役等との間の連携が会社法においては前提とされていると考えられるが、監査の基準は（会計）監査人と監査役等とのコミュニケーションを要求し、さらに、金融商品取引法上、二〇二二年三月期からは、監査上の主要な検討事項（KAM）を監査報告書に記載することが要求されることになっている。また、金融商品取引法上、二〇二〇年三月期からは監査報告書に「経営者には、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること」及び「監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること」を記載することが要求される。さらに、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会報告書」は、通常とは異なる監査意見等（限定付適正意見、不適正意見、意見不表明）につき、監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用し、追加的な説明を行うべきであるとしている。以上に加えて、企業会計審議会においては、財務情報ではない「その他の記載事項」について監査報告書に一定の記載をすることを監査人に要求するかどうかを検討している。

そこで、本ワークショップでは、①会社法の研究者である弥永がまず報告を行い、②町田が監査論の研究者の視点から会計監査に係る会社法等の規定に対する論評及び弥永の報告に対するコメントを行い、③町田の論評・コメントに対して弥永が応答するという形で、問題点を浮き彫りにし、その後、時間が許す限りで、会場から、弥永及び町田の報告・コメントに対する質問・意見をいただき、両名がそれに答えるという形で進めることとした。

弥永の報告においては、第一に、このような監査の基準の動き、とりわけKAMの会計監査人監査及び監査役等による監査に対するインプリケーションを探るとともに、会社実務や金融商品取引法の下での監査役等の責任に与える影響などについて解釈上の問題点を概観する。たとえば、株主総会における監査役等の説明義務が拡大するのではないか、他方で、まだ導入は決定されていないものの、計算書類等以外の「その他の記載内容」について監査人の役割を拡大することの適否、監査役等がコミュニケーションを受けた事項についての確に対応しなかった場合の責任などが論点となる。第二に、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会報告書」の提案などをふまえて、会計監査人監査について立法論な課題を指摘する。たとえば、会計監査人の総会出席義務・意見陳述義務をより一般的に定めることに合理性があるのではないかとというような点である。第三に、監査の基準の発展が経営者（取締役・執行役）の任務等に対して有するインプリケーションを考えてみたい。すでに、経営者確認書などの形で経営者から監査人に対するコミュニケーションがなされているが、KAMの導入などにより監査人から経営者に対するコミュニケーションが増加すると予想され、経営者がそれらにどのように対応することが、会社法上求められていると理解できるのか、また、監査人による監査の実効性を高めるためには経営者からの誠実なコミュニケーションが不可欠であるところ（絵に描いた餅にしないため）、そのようなインセンティブを経営者に与えるような仕組みを立法論として検討しなくともよいのかについても言及することとしたい。

D 会社役員への第三者責任制度の再検討

司会者 中央大学教授 大杉 謙 一
報告者 京都大学准教授 高橋 陽 一

会社役員への第三者責任について定める会社法四二九条一項は、会社法の条文の中でも裁判例において援用されることが非常に多い、極めて重要な規定である。しかしながら、当該規定は文言が抽象的であり、比較法的にも特異な規定であるため、その趣旨や内容について、古くから議論があった。そのような中、法定責任説・両損害包含説を採用して論争に一応の決着をつけたのが、最大判昭和四四年十一月二六日民集二三卷一〇号二一五〇頁である。同判決が示した判例法理は裁判実務において定着し、その後の学説も、当該判例法理を所与の前提としたうえで、事案類型ごとにおける責任の理論的正当化に意を割くようになった。しかし、そのような学説の努力にもかかわらず、判例法理の理論的正当性・整合性は十分に説明されていないといわざるをえない。判例法理は、理論的に十分な説明が与えられていないにもかかわらず、第三者保護という理念の下で政策的には是認されてきたといえる。

しかし、判例法理における第三者責任規定の適用範囲は広範なものとなっており、帰責の根拠や限界も不明確であるために、現状として第三者責任規定は安易に適用されている嫌いもある。このような現状を踏まえれば、現在の判例法理の適切性については、政策的にも疑問の余地があり、近時では、不法行為責任特別説・直接損害限定説を再評価する見解や、立法論として第三者責任規定の必要性を疑問視する見解も現れている。他方で、役員への任務懈怠を抑制するために第三者によるエンフォーースメントを認めるものとして、現行の制度を正当化できる可能性も指摘されている。

本年は、昭和四四年大法院判決から五〇年という節目の年にあたる。この五〇年間で、会社役員への責任に関する考え方や法制度は大きく変わり、関連分野である不法行為法や倒産法においても理論や法制度が大きく発展してきた。本ワークショップでは、こうした今日的視点から、昭和四四年大法院判決の理論的・政策的問題を再度検証するとともに、第三者責任制度のあり方について解釈論および立法論の観点から考察する。その際には、次回会社法改正で導入が予定されている会社補償制度との関連性についても言及することを予定している。

参考文献

- ・高橋陽一「取締役への第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか?」(一)(二・完)法学論叢一七七卷六号一頁(二〇一五年)・一七八卷二号一頁(二〇一五年)
- ・高橋陽一「役員等への第三者責任」法学教室四六六号八一頁(二〇一九年)

